

研究論文

## セグメント別財務報告基準の国際的コンバージェンス

### － 報告対象セグメント識別基準をめぐって －

東原英子

#### International Convergence of Segment Reporting Standards

#### － A Study of Identification of Segments －

Hideko TOUHARA

【要約】 我が国のセグメント情報は、1990年より連結財務諸表の注記情報として開示が制度化され、1998年度の全面適用により、我が国のセグメント会計基準の国際的調和を達成することができたといえる。

しかし1997年に米国財務会計審議会（FASB）は、従来の基準であるSFAS第14号「企業のセグメント別財務報告」を改訂するSFAS第131号「企業のセグメント別情報ならびに関連情報の開示」を公表した。さらに、同年8月に国際会計基準委員会（IASB）は、IAS第14号「セグメント別財務情報の報告」を抜本的に見直したIAS第14号（改訂）「セグメント別報告」を公表し、さらにIASBを引き継いだIASBは、2006年にIFRS第8号「オペレーティング・セグメント」を公表し、SFAS第131号とのコンバージェンスを達成した。そのため、我が国のセグメント会計基準と米国およびIASBとの基準間で新たな差異が発生したのである。我が国も本年9月に、企業会計基準公開草案第21号「セグメント情報等の開示に関する会計基準（案）」を公表し、国際的コンバージェンスを図っている。本稿では、セグメント会計基準の国際的コンバージェンスの方向と問題点についてセグメンテーションに焦点をあてて検討している。

従来の産業セグメント・アプローチに代えて、マネジメント・アプローチを導入するということは、単にセグメンテーションの変更のみならず、セグメント情報の目的も、企業経営の多角化、グローバル化の状況を明らかにするという観点から、企業の過去の業績を理解し、将来キャッシュ・フローの予測を適切に行うために、企業を構成する事業活動単位の状況を明らかにする分割情報を提供することへという開示目的の変化も意味している。

国際的潮流であるマネジメント・アプローチを我が国に導入するにあたり、完全事業部制等の会社組織形態であればスムーズに対応することも実務上可能であるが、我が国に多いとされる職能別組織等他の形態を採用している場合、実務上の多くの困難を伴うことが予想される。会計基準設定において、国際的コンバージェンスへの配慮と我が国の独自性との間でいかにバランスを保つのかという課題が残されている。

## はじめに

我が国のセグメント情報は、1990年より連結財務諸表の注記情報として開示が制度化され、1994年には監査対象とされた。その後段階的に充実が図られ、1998年3月期からの全面適用により、米国および国際会計基準との隔たりも縮小され、この段階でほぼ国際的調和を達成することができたといえる。

しかし1997年に米国財務会計審議会（FASB）は、従来の基準である財務会計基準書第14号「企業のセグメント別財務報告」（SFAS 14号）<sup>1)</sup>を改訂する財務会計基準書第131号「企業のセグメント別情報ならびに関連情報の開示」（SFAS 第131号）<sup>2)</sup>を公表した。さらに、同年8月に国際会計基準委員会（IASB）は、国際会計基準第14号「セグメント別財務情報の報告」（IAS 第14号）<sup>3)</sup>を抜本的に見直したIAS 第14号（改訂）「セグメント別報告」<sup>4)</sup>を公表し、さらにIASBを引き継いだ国際会計基準審議会（IASB）は、2006年に国際財務報告基準第8号「オペレーティング・セグメント」（IFRS 第8号）<sup>5)</sup>を公表し、SFAS 第131号とのコンバージェンスを達成した。我が国も2007年9月に、企業会計基準公開草案第21号「セグメント情報等の開示に関する会計基準(案)」を公表し、国際的コンバージェンスを図っている。本稿では、セグメント会計基準の国際的コンバージェンスの方向と問題点についてセグメンテーションに焦点をあてて検討していく。

## 1. セグメント情報をめぐる国際的動向

### 1-1. 我が国におけるセグメント情報開示制度

1980年代以降、我が国のディスクロージャー制度を取り巻く環境は、証券市場における企業の資金調達活動の活発化と企業経営の多角化、国際化の急速な展開等急激に変化した。この変化に対処するためディスクロージャー制度の見直し、充実には迫られ大蔵省（現：財務省）により「ディスクロージャー制度研究会」が設けられた。

セグメント情報は、①連結財務諸表の提出期限の取り扱い、②資金繰り表の改善（資金収支表の作成）、③四半期報告制度の導入とともに、審議事項の一つとして取り上げられた。1985年11月から1986年3月まで研究会が開催され、1986年10月に企業会計審議会第一部会小委員会が『証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）』を公表し、1987年6月には、企業会計審議会によるセグメント情報に関するアンケートが実施された。そして1988年5月に企業会計審議会より『セグメント情報の開示に関する意見書』及び『セグメント情報の開示基準』が公表され、同年9月に大蔵省による『企業内容等の開示に関する省令』の改正及び『証券取引法におけるセグメント情報の開示について』の通

<sup>1)</sup> FASB, SFAS No.14, Financial Reporting for segment of a Business Enterprise, 1976.

<sup>2)</sup> FASB, SFAS No.131, Disclosure about Segment of an Enterprise and Related Information, 1997.

<sup>3)</sup> IASB, IAS No.14, Reporting Financial Information by Segment, 1994.

<sup>4)</sup> IASB, IAS No.14, Segment Reporting, 1997.

<sup>5)</sup> IASB, IFRS No.8, Operating Segment, 2006.

知がなされた。

しかし、ディスクロージャー制度研究会では、セグメント情報導入に対して「慎重に対応すべきである」<sup>6)</sup> という消極論も出され、1987年に実施されたアンケート調査でも導入に否定的な意見が多かったにも関わらず<sup>7)</sup>、1985年11月から1988年9月までの約3年間という短い期間でセグメント情報の導入が決定した。

セグメント情報導入は、ディスクロージャー制度を取り巻く環境変化に対応するという一面と別の政治的な面も有していた。1980年代後半より、大蔵省と米国証券取引委員会(SEC)との定期協議の場で、我が国は米国と同様のセグメント情報の開示を要求されてきており、日米間の摩擦を防ぐために大蔵省はセグメント情報の導入に踏み切ったといわれている。<sup>8)</sup> このことは、1989年9月から1990年6月に行われた日米構造問題協議で、「系列問題に係るディスクロージャーの改善」の一環としてセグメント情報が取り上げられ、最終報告においてセグメント情報の導入について述べられているという事実<sup>9)</sup>からも推測できる。この最終報告の実施状況を点検・評価するために事後点検会合が開催されてきたが、1991年5月の第1回年次報告、1992年7月の第2回年次報告においても、我が国は他国の開示状況に留意しつつ、セグメント情報を充実させていくことを表明、約束している。このように我が国のセグメント情報の導入およびその後の改正は、米国からの強い開示要求に応える形でおこなわれてきた。その結果、我が国のセグメント情報は、米国の開示基準であるSFAS第14号の基本的アプローチと基本的開示情報が踏襲されてきた。また、我が国の実情を考慮しつつも諸外国における開示状況を十分考慮するという国際的調和を図ることが重視されていた。

我が国のセグメント情報は、1990年より連結財務諸表の注記情報として開示が制度化され、1994年には監査対象とされた。開示内容も、1995年には所在地別の営業損益が、1996年には、事業の種類別資産・減価償却費・資本的支出、および所在地別の資産額の開示が義務づけられ情報の段階的の充実が図られてきたが、1998年3月期から全面実施されることになり、開示方法ばかりではなく、開示内容においても米国とほぼ同レベルとなった。また、当時のセグメント情報に関する国際会計基準第14号(旧IAS第14号)は概略的で自由度が高いが内容的には、SFAS第14号と大きな相違はなかったので、1998年の完全実施により我が国のセグメント情報開示の水準が高まり、FASBおよび国際基準委員会(IASC、IASBの前身)との基準の隔たりも縮小され、国際的調和が達成されることが期待されていた。

しかし、FASBは、連結およびそれに関連する諸問題についてのプロジェクト(連結プロジェクト)において、分割情報(disaggregated information)開示に関してカナダ勅許会計士協会(CICA)の会計基準審議会(AcSB)との共同審議を進め、その結果をふまえ、1997年に、財務会

<sup>6)</sup> 兼田 克幸、「企業内容開示制度の見直しについて—ディスクロージャー制度研究会の審議経緯と内容—」、『旬刊経理情報』1996年8月1日号(No.458)、15頁。

<sup>7)</sup> 兼田 克幸、「セグメント情報に関するアンケート調査結果の概要について(上)」、『旬刊経理情報』1987年12月20日号(No.506)、4頁。

<sup>8)</sup> 日本経済新聞社、1987年3月13日号、朝刊1頁。

<sup>9)</sup> 財団法人通商産業調査会、『日米構造問題協議最終報告—日米新時代のシナリオ—』1990年、はじめに、114-115頁。

計基準書131号「企業のセグメントおよび関連情報に関する開示」(SFAS第131号)を公表した。さらにIASBが1997年に改訂IAS第14号「セグメント報告」を公表し、FASB、IASBともに従来のセグメント情報開示基準を抜本的に見直した。そのため我が国の開示基準と再び基準相互間の隔たりが拡大し会計基準の調和化の動向と逆行することとなった。

## 1-2. コンバージェンスに向けたと国際会計基準審議会(IASB)との共同プロジェクト

IASBが中心となり2001年から会計基準の国際的コンバージェンスに向けた動きは各国で進められてきた。多くの国が、国際財務報告基準(IFRS)の全面受入国、いわゆるアドプション(adoption)国であるのに対し、我が国と米国は、国内に世界有数の資本市場を有しており、それゆえにそこで適用されている質の高い会計基準が存在していたために、両国は既存の国内基準を引き続き存続させながら、国内基準とIFRSとの差異の縮小を図っていく方針を選択した。

2005年3月から開始された企業会計基準委員会(ASBJ)とIASBとの会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトでは、プロジェクトの進め方としてフェーズド・アプローチが採用された。このアプローチは、共同プロジェクトを軌道に乗せるため基準間の差違のうち解消の道筋が見えている扱いやすいテーマからフェーズドに分けて逐次着手していくアプローチで、セグメント情報は①棚卸資産の評価、②関連当事者開示、③在外子会社の会計処理の統一、④投資不動産、⑤新株発行費とともに第1フェーズの6項目として取り上げられた。<sup>10)</sup>

その後2006年3月の第3回会合において共同プロジェクトの進め方は、当初のフェーズド・アプローチから全体像・アプローチに転換された。新しいアプローチは、プロジェクトの全体像や進捗度を明らかにするために基準間の差違の全てを列挙し、解決の道筋が見えていて短期的に解決可能な短期項目とそれ以外の長期項目に分類し、長期項目についても優先度に従って順次テーマとして取り上げていくアプローチである。短期プロジェクト項目として、新たに⑥資産除去債務、⑦工事契約、⑧一部金融商品の公正価値開示、⑨リース会計が加えられ10項目が定められたが<sup>11)</sup>、このうち①棚卸資産の評価については、2006年7月に企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」、②については2006年10月に企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」およびその運用指針、③については2006年5月に実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取り扱い」が既に公表されているので、投資不動産を除く4項目について早期のコンバージェンス達成に向けて検討が進められている。残る1項目である投資不動産については、FASBとの共同プロジェクトの中で解決を見たいというIASBとの会計基準のコンバージェンス側の意向に従い当面棚上げとされた。

以上のようにセグメント情報の開示は、第1フェーズの検討項目(2006年3月より「短期プロジェクト」として取り上げられ早急にコンバージェンス達成が期待される項目の一つである。

<sup>10)</sup> 西川 郁生「国際会計基準における『セグメント別財務情報の報告』の改訂」『企業会計』第48巻第4号、1996年4月、50-55頁。

<sup>11)</sup> 新井 武広「会計基準のコンバージェンスへの取り組み(第2回)―IASBとの第3回会合について」、『JICPAジャーナル』2006年6月号(No.611)、79-82頁。

ASBJは、2006年12月にセグメント情報開示専門委員会を設置し、2007年9月に公開草案の公表し、2007年度中に会計基準および定期用指針の公表を目指している。

一方IASBは、米国の会計基準とのコンバージェンスを図るために2002年9月に、FASBと既存の米国の実務と国際的な実務との収斂および将来の基準の共同開発に向けて作業するという合意に達した。その後、セグメント情報開示に関する基準は、IFRSと米国の会計基準（US-GAAP）の差違を縮小することを目的とする短期共同プロジェクトの対象として選ばれた。SFAS第14号と改訂IAS第14号は報告対象セグメントの識別方法および報告様式に少なからず差違が存在していた。IASBは2006年1月に公開草案第8号「オペレーティング・セグメント」を公表した後、2006年11月にIFRS第8号「オペレーティング・セグメント」を公表した。IFRS第8号は、SFAS第131号と細かな差違は残されているがその内容はSFAS第131号とほぼ同じであり、コンバージェンスが図られている。

以上のように2007年度中には、我が国のセグメント情報開示に関する会計基準は国際的コンバージェンスが図られる予定であるが、以下ではセグメント情報のコンバージェンスの方向性と問題点についてセグメンテーションに焦点を当て検討する。

## 2. 報告セグメントの識別

### 2-1. セグメンテーションに対するアプローチ

セグメント情報開示の目的は、収益性、成長性およびリスク等の異なる事業を営む多角化企業あるいはグローバル企業の過去の業績および将来の見込みについて、財務諸表の利用者が適正に評価できるようにすることである。多角化および国際化された企業を適正に評価するには、事業別（産業別）および所在地別（地域別）に分割した財務情報の開示が必要となるが、この分割基準であるセグメンテーションをどのように決定するに다가、セグメント会計最大の課題である。すなわち企業の事業内容をセグメントに分類するための基準と、分類されたセグメントの中から開示対象とすべきセグメントを決定するための重要性の判断基準に関する問題である。このセグメンテーションに関する諸基準の内容により、開示されるセグメント数、範囲が決まりセグメント情報の具体的内容ひいてはセグメント情報の有用性にまで大きな影響を及ぼすからである。

セグメンテーションには、主として①産業セグメント・アプローチ（Industry Segment Approach）、②マネジメント・アプローチ（Management Approach）、③リスク・収益性アプローチ（Risks and Returns Approach）がある。①の産業セグメント・アプローチは、SFAS第14号が最初に導入し、その後、旧IAS第14号および我が国において採用されたアプローチであり、②のマネジメント・アプローチは、SFAS第131号、IFRS第8号で採用されており、国際的なセグメント会計基準となっている。③は、旧IAS第14号を改訂する際にIASC起草委員会が原則書案<sup>12)</sup>において提案したアプローチであるが、最終的な改訂IAS第14号では部分的にしか採用されなかったアプローチである。

<sup>12)</sup> IASC Draft Segment of Principles for comment-Reporting Financial Information by Segment, 1994.

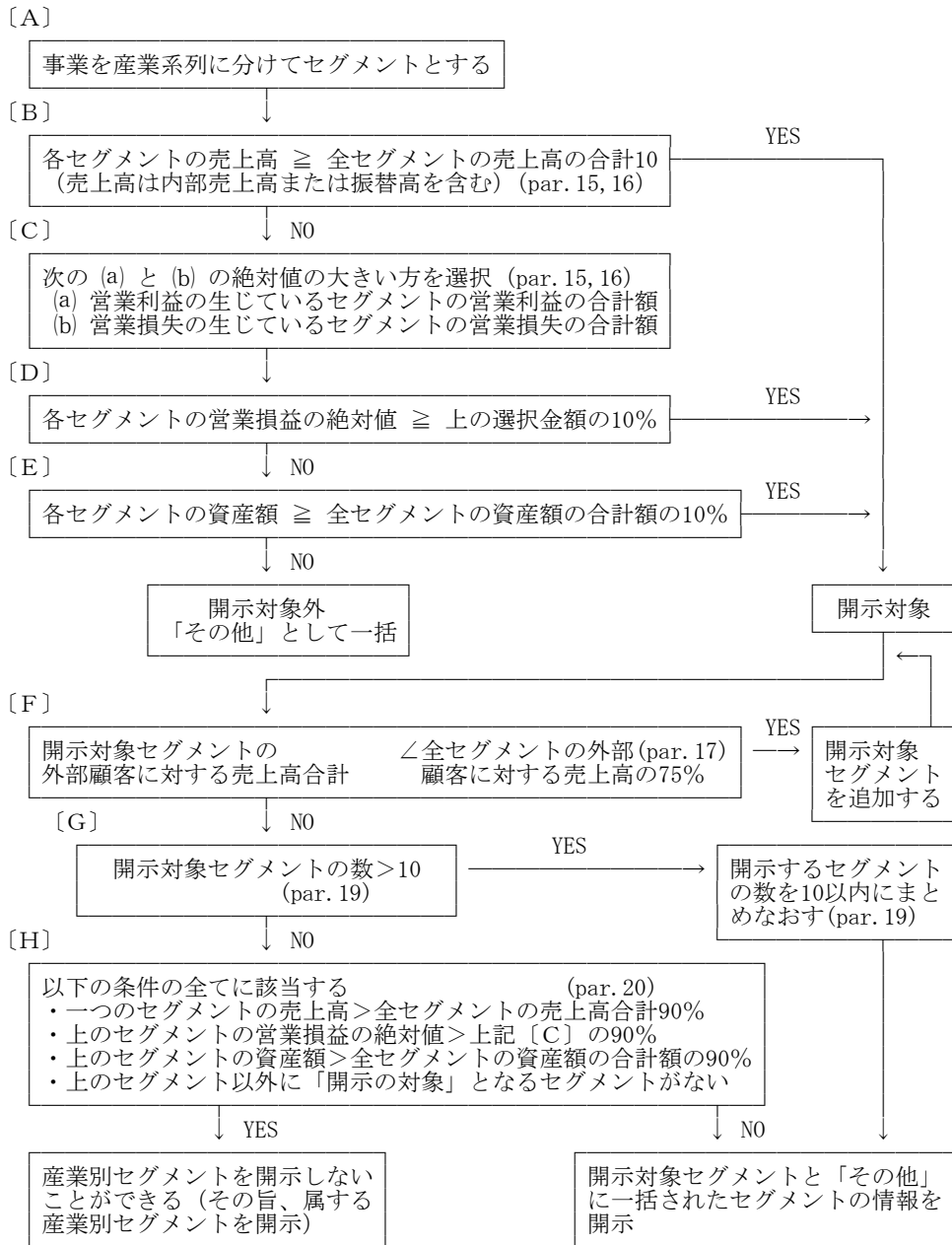
## 2-2. 産業セグメント・アプローチ — SFAS 第14号 —

SFAS 第14号では、企業の財務諸表で(1)産業別セグメント(2)地域別セグメントならびに(3)重要な顧客についての情報開示、我が国では、(1)事業の種類別セグメント、(2)所在地別セグメント(3)海外売上高についての情報開示を、また旧IAS第14号では、(1)産業別セグメントおよび(2)地域別セグメント情報の開示を求めている。

SFAS 第14号では、まず最初に、製品の性質、生産過程の性質、市場および販売方法の関連性を考慮して、産業別セグメントを決定する(図2-1 [A])。この決定は、企業間比較の可能性の限界という問題があるが、標準産業分類等の画一的な分類に拠るのではなく、かなりの部分は経営者の判断に拠らざるを得ないとしている(par.12)。次に開示対象セグメントを決定するために10%の重要性の判定がなされる(図2-1 [B])。旧IAS第14号では、この10%基準を強制せずにガイドラインとして示すのみで、その判断も経営者に委ねているが、我が国基準もSFAS第14号と同様に重要性の基準を規定している。さらにこの後全体的重要性の判定を規定している(図2-1 [F,G])。日米両国の基準間で、支配的セグメントの識別に関しては共通であるが、開示対象セグメントが全体に占める割合、すなわち開示対象セグメントの売上高又は資産の合計が全体の50%以上であることを我が国基準は求めているが、SFAS第14号では、開示対象セグメントの売上高合計が全体の75%を超えるよう求めている。このため我が国より開示対象セグメント数が多くなると考えられるが、実務上の対応を考慮して開示対象セグメントを10以内にまとめ直すこととしている。

旧IAS第14号には全体的重要性の判定基準は規定されておらず経営者の判断に多くの部分を委ねた概略的で自由度の高い基準となっているのに対し、我が国の基準は、一部独自の規定が盛り込まれているがほぼSFAS第14号の基本的アプローチを踏襲している。

図2-1 SFAS 第14号における開示対象（産業別）セグメントの決定



出所) 米山 祐司『アメリカ会計基準論』同文館、2001年、168頁を一部修正

### 2-3. マネジメント・アプローチ —FAS 第131号—

①産業セグメント・アプローチを採用する SFAS 第14号に対して、米国では、投資管理調査協会 (AIMR) や公認会計士協会 (AICPA) 等から種々の問題点が指摘された。

AIMR が1993年に公表した報告書においては、セグメントの定義が曖昧であり、企業が組織され管理されている方法に一致、またはこれを反映するような形式で報告すべきであり、もっと分割されたセグメント情報が開示されるべきであるとい指摘された<sup>13)</sup>。

またアメリカ公認会計士協会 (AICPA) も1994年に公表した報告書<sup>14)</sup>において、SFAS 第14号が定める産業セグメントの区分は広すぎるため開示されるセグメント数が少なく、情報利用者は事業のリスクや成長性等に関して適切な評価ができないという問題点を指摘し、AIMRと同様に経営者へ報告をおこなうための内部報告用のセグメントに合わせるべきだ提唱した。

このような批判を受けて FASB は、1997年6月に SFAS 第131号を公表した。SFAS 第131号では、セグメンテーションのアプローチとして従来の産業セグメント・アプローチに代わりマネジメント・アプローチが採用されることになった。SFAS 第131号では、まず基本的なセグメント単位であるオペレーティング・セグメント (operating segment) が決定される (図2-2 [A])。このオペレーティング・セグメントは、企業内部の組織構成単位であり、①収益を稼得し、費用を発生させる事業活動に従事し (企業内部の取引に係わる分を含む)、②企業の最高経営意思決定者が各セグメントへの資源配分の決定およびその業績評価のために各セグメントの経営成績を定期的に調査している、③個々に分離された財務情報の利用が可能である組織構成単位であると定義される。すなわち SFAS 第131号では、セグメントを経営者が用いる経営資源の決定や内部業績評価等の経営管理目的で利用されている内部報告用のセグメントを外部報告用のセグメントの基本とするマネジメント・アプローチを採用したのである。

このマネジメント・アプローチによりセグメント情報の有用性が高まると期待される一方、企業間比較や期間比較が不可能になるという反対意見もあった。しかし SFAS 第131号では、企業の組織構造が、企業の将来キャッシュ・フローの見通しに重大な影響を与える経営者の戦略を最も良く反映しているとし (par.60, 70)、マネジメント・アプローチによるセグメント情報は情報利用者の意思決定に有用であると考えているのである。

ただし SFAS 第131号ではあくまでも追加情報としてあるが、オペレーティング・セグメントが企業の関連ある製品またはサービスの差違または地理的領域の差違を反映していない場合には、企業レベルで、産業別、地域別、および主要な顧客別の外部顧客からの収益、および金融資産等を除く長期性資産等の開示を求めている (par.36)。

マネジメント・アプローチを採用し、企業の内部管理情報用の報告区分により開示を求めると過度に詳細になる可能性がある。そのため SFAS 第131号では、作成者側の負担と利用者側の有用性を考慮して開示対象のオペレーティング・セグメントを決定するための統合基準と重要性基準を設けている。(a)製品・サービスの性質、(b)生産工程の性質、(c)製品・サービスの顧

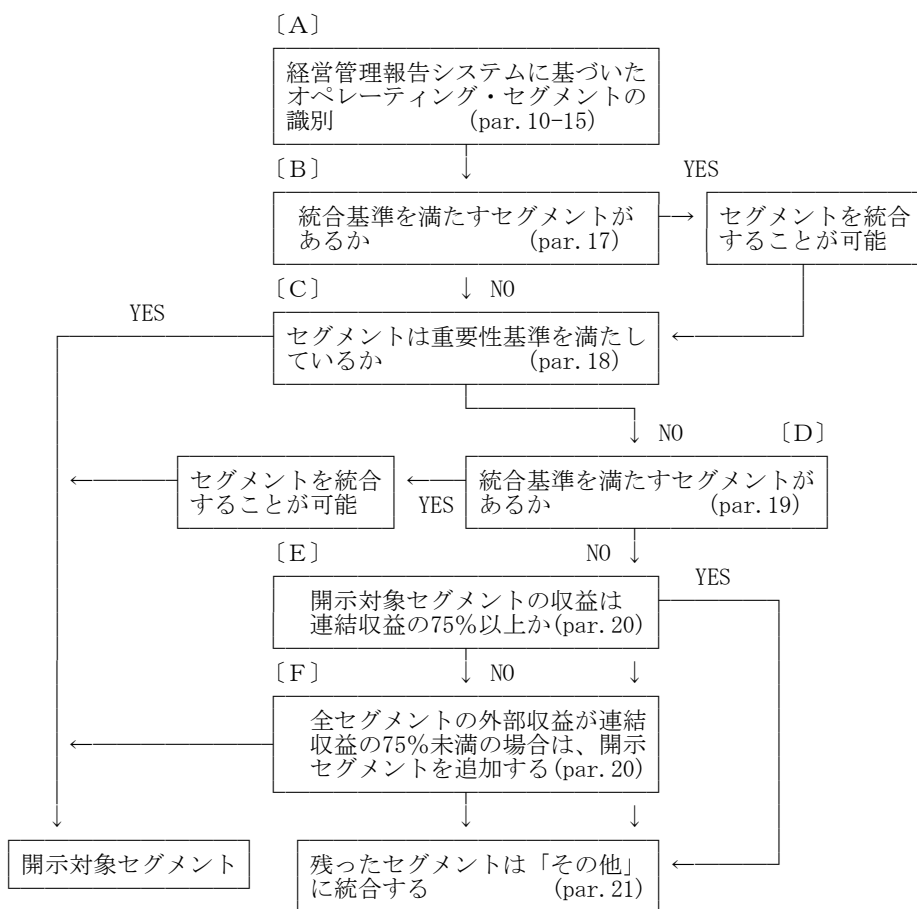
<sup>13)</sup> AIMR, Financial Reporting in the 1990s and Beyond, 1993, pp.59-60.

<sup>14)</sup> AICPA, Special Committee on Financial Reporting, Improving Business Reporting —A Customer Focus, 1994, pp.68-76, 90-91.



客の形態または種類、(d)製品・サービスの流通・販売方法および(e)規制環境の性質の各々が類似しているならば複数のオペレーティング・セグメントを単一のセグメントに統合することが認められている (par.17)。また個々のセグメントの重要性の判定基準 (B) ~ (E) と全体的重要性の判定基準 (図 2-2 [F]) は、SFAS 第 14 号と同様に規定されているが、開示対象セグメントの制限は設けていないが、10 を超える場合には実務的に過度に詳細になりすぎないか否か検討する必要がある (par.24)。さらにセグメントは内部組織構造に依存するため、支配的セグメントの免除規定はない。

図2-2 SFAS 第131号における開示対象セグメントの決定



出所) SFAS 第131号、par. 127を一部修正

#### 2-4. リスク・収益性アプローチ —改訂 IAS 第14号—

IAS 第14号は、経営者の判断に多くを委ねる概略的基準であったために、IASC では1992年に改訂することを決定し、1994年に、原則書案を公表した。この案では、リスクと収益性の類似性に基づきセグメンテーションを行うリスク・収益性アプローチを採用し、ビジネス・セグメント (business segment) 情報の開示を求めている。しかし IASC は、FASB と AcSB が共同で検討を進めていたセグメント会計基準との調整を図るために、両委員会との意見公開を経た後、1995年5月に公開草案を公表<sup>15)</sup>した。この草案では、リスク・収益性アプローチを残しながらも企業の内部組織と内部報告システムに基づく FASB・AcSB のマネジメント・アプローチを一部取り入れる変更が加えられた。この公開草案は、1997年1月の理事会で基準化を承認していたが、SFAS 第131号が6月に公表されるのを待ち、両基準間の差違を縮小させるべく変更を加えた上で7月に最終的な改訂 IAS 第14号を公表した。

リスク・収益性アプローチとは、事業のリスク・収益性の属性に応じてセグメンテーションを行うアプローチであるが、企業に影響する多くのリスクの概念を包括的に定義することは不可能であり、また主観的、相対的な要素が含まれ実務上の問題点が指摘された<sup>16)</sup>。そのため改訂 IAS 第14号では、企業は一般にリスや収益性の主要な源泉に着目して組織を編成し、内部管理・報告システムを決定していると考えられるので、主要なリスクと収益の源泉を識別するための判断基準を企業の組織構造や内部報告システムに求めている (par.13, 28)。リスクと収益性に基づいて内部報告システムを構築しているのであれば、リスク・収益性アプローチはマネジメント・アプローチと同義となるだろう。

改訂 IAS 第14号では、報告セグメントを、旧 IAS 第14号と同様に異なるリスクと収益性を有する企業内の構成単位とし、事業別セグメントと地別セグメントを開示セグメントとしている。しかし改訂 IAS 第14号では、SFAS 第131号のようにオペレーティング・セグメントをそのまま開示セグメントとはしない。オペレーティング・セグメントが事業別セグメントおよび地別セグメントの定義に合致しないとき、すなわち一つのセグメント内にリスクおよび収益性を異にする事業または地域が混在する場合には、さらに組織の下位レベルの内部報告セグメントに着目しながら、最終的に事業別セグメントまたは地別セグメントに基づいた報告セグメントが決定される。

開示対象セグメントの決定にあたり、改訂 IAS 第14号でも SFAS 第131号と同様の統合基準と重要性基準を設けている。ただし、垂直的に統合した事業活動について、改訂 IAS 第14号では外部から収益が50%未満のセグメントを独立のセグメントとして識別することを求めている (par.39~41)。これに対し SFAS 第131号では、内部報告制度の構成単位となっていれば独立のオペレーティング・セグメントとして開示対象とされて、両基準間でのマネジメント・アプローチ採用に対する基本的姿勢の違いを推測することができる。

また改訂 IAS 第14号では、地域別セグメントの情報開示も求めているが、このセグメント

<sup>15)</sup> IASC, Exposure Draft E51-Reporting Financial Information by Segment, 1995. 西川 郁生「国際会計基準における『セグメント別財務情報の報告』の改訂」『企業会計』第48巻第4号、1996年4月、50-55頁。

<sup>16)</sup> FASB and AcSB of CICA, Tentative Conclusions on Financial Reporting fo Segment, 1995, par.17,18.

の定義は旧 IAS 第 14 号の地域別セグメントと基本的には同じであり、セグメンテーションの方法についてはマネジメント・アプローチを取り入れ、SFAS 第 131 号との共通化が図られる。しかし、事業別セグメントと地別セグメントの平行開示は求めず、企業の重要なリスクと収益性に基づき一方を基本的なセグメント情報とし、他方を補足的セグメント情報とし、基本的開示様式と補足的開示様式に分類する。企業のリスクや収益性が製品・サービスの差に強く影響されるとすれば事業別セグメントを基本的セグメントとし、地別セグメントは補助的セグメントとみなす。異なる国・地域において活動することに強く影響されるとすれば、地別セグメントを基本的セグメントに事業別セグメントを補助的セグメントとみなされる。基本的セグメントと補助的セグメントでは開示される情報量に差がつけられ、補足的セグメントでは簡便な報告にとどめられる。

以上のように改訂 IAS 第 14 号では、マネジメント・アプローチの手法を取り入れているが、SFAS 第 131 号とは重要な部分で異なっている。SFAS 第 131 号が事業別セグメントや地別セグメントに係わりなく、内部組織構造や内部報告システムに基づきオペレーティング・セグメントを識別するのに対し、改訂 IAS 第 14 号では、内部の組織構造や報告システムは、あくまでもリスクと収益の源泉を識別し報告様式を分類するための基礎とみなしており、原則書案の段階でみられた基本的な差違は以前として残されていると考えられる。

### 3. セグメンテーションに対するアプローチをめぐる国際的コンバージェンス

#### 3-1. 国際財務報告基準第 8 号 (IFRS 第 8 号)

2002 年には欧州連合 (EU) が、2005 年から国際財務報告基準 (IFRS) を導入することを公表したことにより、IFRS は、米国会計基準とともに国際的に広く利用される会計基準であることが明確になった。このような状況を踏まえて、IASB と FASB は、今後両者が IASB の目的である高品質な一組の会計基準の作成のために協力関係を強化していくことを宣言した(「ノーワーク合意」、2002 年 10 月)<sup>17)</sup>。また 2007 年 7 月に、米国証券取引委員会 (SEC) は、IFRS による海外企業の財務諸表について、US-GAAP への調整をすることなく受け入れる方針を打ち出し、Form20-K の修正と財務諸表の記載フォーム等を定めたレギュレーション S-X の変更等を提案した。

「ノーワーク合意」では、IFRS と米国基準とを短期的のみならず、中期的にもほぼ同じ内容にすることを念頭に、広範な協力関係を構築していくことを宣言している。両基準間の差違が比較的容易に解消できる差異を縮小する目的で着手される短期共同プロジェクトは、短期間のうちにコンバージェンスを図るものであり、同一項目を扱う IFRS と米国基準で差異がある場合、両基準のうち後に完成した基準の方がより品質が高いとの前提の下、もう一方の基準をそちらに合わせることを原則として統合化のための作業がおこなわれる。

セグメント会計基準も短期共同プロジェクトとして選定され、IASB が SFAS 第 131 号で採用されているマネジメント・アプローチを採用するために、IAS 第 14 号が改訂され、2006 年 1

<sup>17)</sup> 山田 辰巳「2006 年 2 月に公表された MOU について」『季刊 会計基準』第 13 号、2006 年 6 月、66-67 頁。

月に公開草案第8号「オペレーティング・セグメント」が公表され、同年11月にIFRS第8号「オペレーティング・セグメント」が公表された。IFRS第8号は、短期コンバージェンスを図るために、他のIFRSの専門用語と統一するために必要な変更を除いてSFAS第131号とほとんど同じ内容、文言となっている。

ただし、管理者が製品・サービス分野と地域の両方について責任を負うようなマトリックス組織(SFAS第131号、par.15)においては、IFRS第8号では、「企業が従事する事業活動の特質とその財務的効果およびその経済環境を財務諸表の利用者が評価できるような情報を開示しなければならない」(IFRS第8号、par.1)という基本原則に基づきオペレーティング・セグメントを決定する。

またSFAS第131号の長期性資産(long-lived assets)(par.28, 38)は、IFRS第8号において非流動資産(non-current assets)(par.24, 33(B))に変更している。SFAS第131号の長期性資産は容易に動かすことのできない資産を指し、無形固定資産を除いた有形固定資産であると解しているが、IFRS第8号の非流動資産には、無形固定資産を含んだ固定資産を意味している。また、IFRS第8号では、最高経営意思決定者に定期的に報告されている場合は、オペレーティング・セグメントの開示においてセグメント別負債の開示が追加的に求められている(par.23)。このように相違点が残されているが、基本的なセグメンテーションの方法や開示対象セグメントを決定するための統合基準と重要性基準、開示内容は同じ内容となっておりコンバージェンスが図られている。

### 3-2. 企業会計基準公開草案第21号「セグメント情報等の開示に関する会計基準(案)」

2007年9月4日に企業会計基準委員会から企業会計基準公開草案第21号「セグメント情報等の開示に関する会計基準(案)」(草案第21号)が公表された。我が国では、1990年より連結財務諸表の注記情報としてセグメント情報の開示が制度化され、その後順次、開示内容が拡大されてきた。しかし、セグメンテーションについて経営者の恣意性を排除できないため情報の信頼性に問題があり、企業経営の実態を適切に反映した情報が開示されていない等の問題点が指摘されてきた。また2001年のテーマ協議会において、我が国を代表する大企業の2割近くが単一セグメントであり、もしくは重要性が低いという理由で事業別セグメントを公表していないため、現行の開示制度が十分に機能していない、米国のマネジメント・アプローチも含めて、実効性のある事業区分の方法を検討すべきである、との提言もなされた(草案第21号40項)。

また、IASBとの会計基準の国際的コンバージェンスに向けた共同プロジェクトの中でも、第1フェーズの検討課題として取り上げられ、ASBJは2005年5月にワーキング・グループを設置し、我が国におけるマネジメント・アプローチの導入について検討してきた。そして2006年12月にセグメント情報開示専門委員会を設置し従来の基準の見直しに向けた審議を行い、本年9月に公開草案を公表した。本稿では、この草案の詳細な検討は行わないが、草案では、マネジメント・アプローチに基づくセグメント情報の長所と短所を比較検討した結果、財務諸表者利用者が経営社の視点で企業を理解することが可能となり、より有用な情報を提供できるという理由(21号、48項)でマネジメント・アプローチが導入され、IFRS第8号とセグメンテ

ーションの方法や開示対象セグメントを決定するための統合基準と重要性基準、開示内容は同じ内容となっており、個別財務諸表においてもセグメント情報の開示を求める等コンバージェンスが図られており、新たにセグメント別の負債と減損損失およびのれんに関する追加開示を求めている。

従来の我が国のセグメント情報では（連結財務諸表規則様式第1号注意7）、重要な減損損失を認識した場合には、各セグメントへの影響を記載することとしていたが、草案第21号では、損益計算書において固定資産の減損損失を計上している場合は、セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合を除き、報告セグメント別の内訳の開示を求めている（32項）。SFAS第131号では、報告セグメント別の情報開示は求めているが、SFAS144号「長期性資産の減損または処分の会計処理」（SFAS第144号）では注記事項として開示することを求めている（par.26d）。また、IFRS第8号では開示を求めているが、IAS第36号「資産の減損」（IAS36号, par.129）では、報告セグメント別の減損損失の金額を開示することを求めている。

のれんに間しても、現行のセグメント情報では資産情報の金額に含まれているが、各セグメントののれんについて個別に開示することは求めている。草案第21号では、損益計算書において償却額が計上されている場合は、セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合を除き、のれん並びに負ののれんの償却額および未償却残高の内訳の開示を求めている（33項）。SFAS第131号では、のれんに関する情報が財務諸表の利用者にとって重要な情報であれば、個別に対応する必要があるとしているのみである。また、IAS36号（par.80）では、のれんは他の資産の減損損失と同様のすなわち報告セグメント別の開示が求められている。

### 3-3. 我が国会計基準へのマネジメント・アプローチ導入の検討

草案第21号では、マネジメント・アプローチを導入する長所として、(1)財務諸表利用者が経営者の視点で企業を見ることにより、経営者の行動を予測し、その予測に基づき企業の将来キャッシュ・フローをより適切に評価することができ、(2)マネジメント・アプローチに基づく財務情報は、経営者が利用するために既に作成されているので、企業にとって費用負担が小さい。また、(3)実際の内部組織に基づきセグメンテーションするので、経営者の恣意性が入りにくい点をあげている（45項）。しかし一方で、短所として、企業の内部組織に基づく情報であるため、企業間比較を困難にし、また同一企業間の期間比較が困難になるという問題点や、企業内部の情報を開示するため企業の事業活動の障害となる可能性があるという短所が指摘されている（46項）。しかし、財務諸表利用者にとっての意思決定有用性が比較可能性の確保よりも優先するとし、最終的のマネジメント・アプローチが導入されることになった（47、48項）。

マネジメント・アプローチ導入に対しては、米国でも同様の議論がなされてきた。たしかにマネジメント・アプローチを導入することにより、セグメンテーションにおける経営者の恣意性が介入する余地を狭め、セグメンテーションの客観性が高まることが期待される。完全事業部制組織、カンパニー制組織を採用している企業については、開示セグメント数が増加すると考えられる。しかし、機能別組織および事業部制組織のうち製造部門と販売部門が分離した不完全事業部組織において、内部組織および内部報告システムにより有意なセグメンテーション

がなされていない場合、どのように扱うかが問題となる。内部報告システムの実態が不明瞭であり、内部報告システムであるために経営者の恣意性が介入する可能性もある。

また、比較可能性よりも意思決定有用性が優先されるとされているが、ダイナミックに変化する企業環境への適合を図るために、企業の組織構造が常に変化する可能性があるなか、開示セグメントが常に変更されても果たして有用な情報といえるのだろうか。企業間比較はもとより期間比較さえ全く行えなくなる可能性もある。そのため草案第21号では、「組織変更等によるセグメントの区分方法を変更する場合には、その旨およびセグメント情報に与える影響を注記すること」(26、78項)を求めている。しかし従来と大きく異なる組織変更を行った場合等、これらの情報を開示することが実務上困難な場合もあり、そのような場合は、当該情報に代えてその旨および理由を注記するものとしている(27、78項)。

さらに「マネジメント・アプローチでは、企業の最高経営意思決定機関が意思決定のために使用する情報を基礎としてセグメント情報を開示する」(74項)方法であり、セグメント情報は企業内部の作成基準に従って作成された情報であるが、財務諸表を作成するために採用される会計処理の原則および手続に準拠することを求めている(74項)。そのため財務諸表の計上額と報告セグメントの合計額は一致しないことになる。この差異に関して開示することとしているが(24、25項)、内部の作成基準と一般に認められている会計基準とが大きく異なっている場合、情報利用者の判断を誤らせるおそれもあると考えられる。

## おわりに

会計基準の国際的コンバージェンスが急テンポで進み、我が国においてもセグメント会計の国際的潮流であるマネジメント・アプローチが導入されることになり、セグメント会計基準のコンバージェンスが図られ、セグメント情報の有用性も高まると期待される。

マネジメント・アプローチの導入とともにセグメント情報の目的も、企業経営の多角化、グローバル化の状況を明らかにするという観点から、企業の過去の業績を理解し、将来キャッシュ・フローの予測を適切に行うために、企業を構成する事業活動単位の状況を明らかにする分割情報を提供することに変化し、開示内容も見直された。しかし従来の基準とは異なる全く新しい基準であるために、十分な準備期間が必要であり、また完全事業部制等の会社組織形態であればスムーズに対応することも可能であるが、我が国に多いとされる職能別組織等他の形態を採用している場合、実務上の多くの困難を伴うことが予想される。このような組織において、内部組織および内部報告システムが有意にセグメンテーションされていない場合、経営者の恣意性が介入する可能性もある。

会計基準設定において、国際的コンバージェンスへの配慮と我が国の独自性との間でいかにバランスを保つのかという課題が残されている。

## 参考文献

- Street, Donna L., Nancy B. Nichols, and Sidney J. Gray, “Segment Disclosures under SFAS No.131 : Has Business Segment Reporting Improved? ”, *Accounting Horizons*, Vol.14 No.3, 2000 年。
- 平松 朗「日米構造協議と証券取引法上のディスクロージャー(2)」『旬刊経理情報』第 614 号、1991 年 3 月。
- 米国財務会計基準(連結会計)研究委員会『連結会計をめぐる米国財務会計基準の動向』財団法人企業財務制度研究会、1995 年 11 月。
- 森川 八州男編著『会計基準の国際的調和』白桃書房、1998 年。
- 松井 泰則「米国セグメント会計の展開 — FASB/CICA の審議経過をふまえて」『企業会計』第 48 巻第 4 号、1996 年 4 月。
- 米山 祐司『アメリカ会計基準論』同文館、2001 年。
- 山地 範明「セグメント情報開示基準のコンバージェンス」『企業会計』第 59 巻第 9 号、2007 年 9 月。
- 平松 一夫編著『会計基準の国際的統一 — 国際会計基準への各国の対応』中央経済社、2005 年。
- 西川 郁生「コンバージェンスに向けた ASBJ の取り組み」『企業会計』第 59 巻第 9 号、2007 年 9 月。